

コロナ対策で緊急申し入れ

1月13日に緊急事態宣言区域が兵庫県にも拡大されました。その後の市内における感染拡大状況も踏まえ、党議員団は1月27日、市長に対し新型コロナウイルス対策での緊急申し入れを行いました。

この間、全国で感染者が急増する中、病院のひっ迫状況から検査で陽性になっても入院できず、介護施設や自宅で待機する人が増えています。市内でも1月26日時点で50人近くが自宅待機。先日も介護施設でクラスターが発生したために重度の要介護者が介護事

業所から訪問介護を断れるケースも。

また、昨年からの自粛が続く、飲食店だけでなく様々な分野で経済や雇用への悪影響が広がっています。給付金や補助金などを再度行うように市が国に求めることとあわせ、市としても独自の支援策の実施を求めました。 ※申し入れ本文は下記と裏面に掲載

生活保護、扶養照会は義務ではない 国会で厚労相が答弁

日本における生活保護の捕捉率(生活保護が必要な人に対して実際に支給している割合)は約20%。その原因の一つが申請の時に行われる親族に対する扶養照会。わが党の小池晃参議院議員はこの問題を国会で取り上げ、3親等まで対象にしている国は日本だけだと追及し、田村厚生労働大臣は、「扶養照会は義務ではない」と答弁しました。今後は本市でもこのことを徹底させていかなければなりません。

【市長に緊急申し入れ書を渡す市議員団】



新型コロナウイルス感染症対策についての緊急申し入れ

2021年1月27日

日本共産党西宮市会議員団

団長 まつお 正 秀

各地の爆発的感染拡大で医療のひっ迫、崩壊が始まり、深刻さが増している。また陽性者が病院や宿泊療養施設に入れず自宅待機となり、死亡する事態まで起こっている。本市も例外ではない。全国11都府県に「緊急事態宣言」が発出されたが、政府のコロナ対応策は無為無策と言わざるを得ず、国民の不安をいっそう広げている。わが党国会議員団は、コロナによって深刻な不安と苦しみの中にある国民の命とくらしを守るため、1月8日、政府・与野党連絡協議会に「要望事項」を提出したが、党西宮議員団としても本市の対応について、以下、要望し申し入れる。

(1) 社会的検査等の抜本的強化と、医療機関・保健所への支援に全力をあげること

- ① この間、党議員団が繰り返し求めてきた社会的検査について市は、「課題は多いが検討する」としているが、進展が見えない。とりわけ重症化リスクの高い医療機関、高齢者施設等でひとたびクラスターが発生すると、対応が非常に困難になることはすでに本市でも経験していることである。よって、当該施設の職員・入所者に対する定期的なPCR検査は、急を要する課題である。

※裏面に続く

世田谷区では、保健所への負荷をかけないよう、社会的検査の受付・実施・結果返送・陽性者の行動追跡まで、業務委託で実施している。また、保健所負担を増やさない方策として、各施設が民間機関を活用した「自主検査」を行い、その費用を負担する仕組みも考えられる。こうした事例の研究を含め、健康福祉局（保健所）任せにせず「検討」を進め、早急に実施すること。

- ② 市内での感染動向や、県所管である医療体制等についての情報発信が不十分である。不安の中にある市民に、例えば感染経路の特徴や自宅待機者数などの正確で的確な情報が頻度よく伝わることは、大変重要な「支援」となる。これらの情報は保健所が主に有しているが、保健所任せにせず、全庁的な支援体制の中で適切な情報発信をおこなうこと。
- ③ 感染が急拡大するにつれ、入院や宿泊療養施設入所の調整がなかなかつかず、自宅待機となる陽性者が増えている。急変の不安も常にあるため呼吸状態確認のためのパルスオキシメーターの貸与や必要な介護サービスの提供、食糧等日用必需品の支給など、一人ひとりの実情に応じた支援を行うこと。
- ④ 保健所、特に積極的疫学調査（感染追跡）や健康観察などを行う保健師等のご苦勞に敬意を表するものであるが、医療機関と同様にひっ迫し、もはや限界ではないかと推測される。市当局では臨時的な人員強化に鋭意努力中と認識しているが、全力をあげる。また、これを今後の保健所体制の基盤とできるように、抜本的な定員増員に踏み切ること。
- ⑤ ワクチン接種の担当組織がたちあがり準備が始まっているが、16歳以上の市民を対象とする一大事業となる。いっそう体制強化を図り、実施の際には全庁的な支援を行うこと。
- ⑥ 医療機関の疲弊とひっ迫は、医療崩壊、さらには医療壊滅とまでいわれているが、国に対し医療機関への減収補填や、従事者に対する支援金支給を求めること。併せて市独自で何らかの支援を行うこと。
- ⑦ 東京都では数か所の公立・公的病院をコロナ専門病院とすることに踏み切った。本市市立中央病院もコロナ対応で役割を果たしているが、さらに病床増などに取り組めないか、検討すること。

(2) 経営と雇用を持続できる施策について

1年以上に及ぶ自粛の中で、緊急事態宣言による時短要請を受けている飲食業にとどまらず、様々な産業分野で多大な経済的打撃が生じている。また、派遣やアルバイト、パートなど非正規で働く人たちが雇止めにあい、困窮に陥っている。なかでも女性が職を失い、DV被害に直面するなどして自殺が増えている。

こうした事態を食い止めるのが政治の仕事であり、国において事業と雇用を守ることを大方針にすえ、補償と支援をおこなうべきである。本市でも以下の支援を行うこと。

- ① 持続化給付金、家賃支援給付金、雇用調整助成金の打ち切りは回避されたが、第2弾の実施や対象拡大を国に求めること。
- ② 本市独自策の家賃支援策を対象も拡大し、再度実施すること。
- ③ 生活困窮者・低所得者に新たな給付金制度の創設を国に求めるとともに、市独自でも支給すること。
- ④ 生活困窮者・低所得者、外国人など困っている市民に対するワンストップ相談窓口をつくり、周知すること。また、「生活保護は権利」であることを徹底して広報し、必要な人がちゅうちょなく利用できるようにすること。
- ⑤ 第1波の際に貸し付けた緊急小口資金・生活福祉資金の返済時期が迫っている（据え置き期間12か月）。償還時に住民税非課税世帯等の償還は免除されることとなっているが、具体的な要件を早くつかみ周知するとともに、感染拡大がとまらないもとの、要件の拡大を国に求めること。